

質問項目	詳 細	回 答
仕様書 4 業務内容 (1)調査内容 ア 市内訪問者に対するデータに基づいた行動調査 「おでかけウォッチャー」で取得可能なデータ属性及び調査項目について	<p>本事業でアカウント登録した場合に取得できる「市内訪問者に対するデータ」の属性情報や調査項目の範囲について具体的に教えてほしい。</p> <p>また、「高付加価値旅行者」に関連するデータは「おでかけウォッチャー」では取得できないという理解で間違いないか。</p>	<p>属性は、性年代構成比です。</p> <p>調査項目は、来訪地、発地、宿泊・日帰り比率、来訪地別宿泊先、宿泊地別来訪先、スポット間周遊、ピーク時・滞在時間です（①から⑥の内容）。</p> <p>また、「おでかけウォッチャー」では、消費に関する属性情報がないため、「高付加価値旅行者」に関するデータは取得できません。</p>
仕様書 4 業務内容 (1)調査内容 ウ 誘致すべきホテルカテゴリーの検討 ホテルカテゴリーについて	<p>『ア、イの整理結果をふまえ、市内に誘致すべきホテルカテゴリーや事業者についての検討を行い、誘致候補として設定する。なお、イで分析した2つのホテルカテゴリーについては、必ず候補に含めること。』の解釈について確認したい。</p>	<p>2つのホテルカテゴリーは、誘致すべきカテゴリーとして必ず列挙したうえで別のカテゴリーの可能性もある場合のみカテゴリーを追加しても構いません。</p>
仕様書 4 業務内容 (1)調査内容 エ 誘致候補としたホテルカテゴリーの事業者からの聞き取りの実施 聞き取りする事業者数について	<p>聞き取りを実施する事業者数は、受託者が任意で決めてよいのか。</p> <p>また、事業者数の目安はあるのか。</p>	<p>聞き取りを実施する事業者数は受託者が任意で決めて構いません。</p> <p>また、限られた業務期間のため、誘致候補として設定したホテルカテゴリーの事業者への聞き取りも限定的になると思われます。その場合、聞き取りを実施すべき事業者の候補を列挙し、そのなかから実際に聞き取りを実施する事業者を抽出するなど工夫をお願いします。</p>

事業スケジュールについて	<p>令和8年2月13日（予定）に受託候補者を決定し、契約締結までの諸手続きを考慮すると実際の業務期間が1月程度になると想定される。</p> <p>特に誘致候補としたホテルカテゴリー事業者からの聞き取りは、受託者でコントロールできない部分があるため、履行期限を超過する懸念がある。</p> <p>そこで、次の2点を確認したい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 聴き取りを実施する事業者数の変更など業務計画書の変更は可能か。 2 「おでかけウォッチャー」のアカウント登録とデータ取得を市との契約手続きと並行して進めても問題ないか。 	<p>1 提案書に記載した提案内容について、受託候補者からの変更は原則として認めないこととします。そのため、聞き取りを実施すべき事業者及びそのうちに実際に聞き取りを実施する事業者をそれぞれ提案するなど、履行期限内で業務が完了する内容での提案をお願いします。</p> <p>2 「おでかけウォッチャー」のアカウント登録とデータ取得については契約締結後となりますが、運営者との協議については、並行して進めていただいても構いません。</p>
契約保証金の納付時期について	契約保証金の納付期限はいつになるのか。	<p>令和8年2月13日（予定）に受託候補者を決定し、その後、受託候補者と当該業務委託に係る詳細について必要な協議を行います。</p> <p>協議が調った場合に、随意契約の方法により契約を締結します。</p> <p>契約保証金については、契約前に納付していただこととなります。ただし、契約者が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結する場合や国及び地方公共団体が発注した同様の契約実績により免除となる場合があります。</p>